

とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務に係る プロポーザル実施要領

この実施要領は、とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務の公募型プロポーザル（以下「本プロポーザル」という。）に参加しようとする者が提出する企画提案書等を審査し、最適な者を選定する手続きについて必要な事項を定める。

1 委託業務の概要

(1) 業務の名称

とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務

(2) 業務の目的

現在整備工事中のとっとり出合いの森「湖山池天空エリア」のオープン当日に、関係者による記念式典及び一般来場者向けの記念イベントを開催し、本エリアについて広く県民への周知を図る。

(3) 業務の内容

別添「とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務仕様書」（以下「仕様書」という。）のとおりとする。

(4) 業務期間

契約締結日から令和7年12月5日（金）まで

(5) 提案上限額

金4,256,000円（消費税及び地方消費税の額を含む。）

2 提案の募集方法

公募型プロポーザルにより募集することとし、本実施要領を本件調達の公告日から同年6月25日（水）までの間インターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局ホームページ（<https://www.pref.tottori.lg.jp/100534.htm>）に掲載するとともに、希望者には次により直接交付する。

(1) 交付期間及び時間

本件調達の公告日から同年6月25日（水）までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分まで

(2) 交付場所 15の場所

3 参加資格要件

(1) 単独事業者による参加

本プロポーザルに参加できる者は、次に掲げる要件の全てを満たす者とする。

ア 法人格を有すること。

イ 鳥取県内に本店、支店、営業所又はその他の事業所（以下「県内事業所」という。）等を有していること。ただし、県内事業所に従業員が常駐していることが確認できる場合に限る。

ウ 令和6年鳥取県告示第507号（物品等の売買、修理等及び役務の提供に係る調達契約の競争入札参加者の資格審査の申請手続等について）に基づく競争入札参加資格（以下「競争入札参加資格」という。）を有するとともに、その業種区分が「イベント・広告・企画」の「イベント企画・運営」に登録されている者であること。

エ 本件調達の公告日から本プロポーザルの審査会開催日までの間のいずれの日においても、鳥取県指名競争入札参加資格者指名停止措置要綱（平成7年7月17日付第157号）第3条第1項の規定による指名停止措置を受けていない者であること。

オ 地方自治法施行令（昭和22年政令第16号）第167条の4の規定に該当しない者であること。

カ 本件調達の公告日から本プロポーザルの審査会開催日までの間のいずれの日においても、会社更生法（平成14年法律第154号）に基づく更生手続開始の申立て及び民事再生法（平成11年法律第225号）に基づく民事再生手続開始の申立てがなされていないこと。

- キ 本プロポーザルに係る共同事業体の構成員でないこと。
- ク 鳥取県との協力・連携体制及び個人情報保護の体制を構築できる者であること。

(2) 共同事業体による参加

構成員が共同して本業務に携わり、それぞれの得意分野で実力を最大限に発揮することでより効果的、効率的に運営することが可能な場合は、共同事業体による参加を可とする。

本プロポーザルに参加できる共同事業体は、次に掲げる要件の全てを満たすものとする。

- ア 共同事業体の全ての構成員が、法人格を有すること。
- イ 共同事業体の全ての構成員が、(1)のイ、エからカまで及びクの条件を全て満たしていること。
- ウ 共同事業体の構成員のうち、いずれかが(1)ウの条件を満たしていること。
- エ 各構成員が、本プロポーザルに参加する単独事業者又は他の共同事業体の構成員でないこと。
- オ 構成員の出資比率が異なる場合は、出資比率の大きい者が代表者であること。ただし、出資比率が同じ場合には、いずれかの者が代表者となること。
- カ 次の事項を定めた共同企業体結成に係る協定を締結していること。

(ア) 目的

(イ) 名称

(ウ) 事業所の所在地

(エ) 成立の時期及び解散の時期

(オ) 構成員の住所及び名称

(カ) 代表者の名称

(キ) 代表者の権限

(ク) 構成員の出資の割合

(ケ) 運営委員会

(コ) 構成員の責任

(サ) 取引金融機関

(シ) 決算

(ス) 利益金の配当の割合

(セ) 欠損金の負担の割合

(ソ) 権利義務の譲渡の制限

(タ) 業務途中における構成員の脱退に対する措置

(チ) 構成員の除名

(ツ) 業務途中における構成員の破産又は解散に対する措置

(テ) 解散後の契約不適合責任

(ト) 解散後の著作権

(ナ) その他必要な事項

4 参加表明書等の提出

本プロポーザルに参加しようとする者は、企画提案書の提出に先立ち、次に定めるところにより参加表明をするものとする。

(1) 提出書類

- ア 参加表明書(様式第1号)
- イ 公募型プロポーザル参加資格確認書(様式第2-1号又は様式第2-2号)
- ウ 事業者概要及び事業実績(様式第3号)
- エ 共同事業体同意書(様式第4号) ※共同事業体の場合のみ

(2) 提出期限、提出場所及び方法

- ア 提出期限 令和7年6月17日(火)午後5時15分まで

イ 提出場所 15の場所

ウ 提出部数 1部

エ 提出方法

持参、郵送、ファクシミリ又は電子メール

なお、持参による提出の場合は、提出期限までの日（日曜日及び土曜日を除く。）の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。

(3) 公募型プロポーザル参加者は、(1)の書類に関して説明を求められた場合は、それに応じなければならない。

(4) 公募型プロポーザルの参加資格の審査について

ア (1)により提出のあった書類を審査の上、公募型プロポーザルの参加資格の有無を確認し、その結果を令和7年6月19日(木)までに通知する。

イ アの審査により公募型プロポーザルの参加資格がないと認められた者は、鳥取県知事に対し、入札参加資格がないとした理由について、令和7年6月20日(金)までに書面(様式は自由)により説明を求めることができる。

ウ イにより説明を求められた場合、鳥取県知事は、説明を求めた者に対して令和7年6月23日(月)までに書面により回答する。

5 質問の受付について

実施要領の内容等に関する質問は、次のとおり受け付け、回答する。

(1) 受付期間

本件の公告日から令和7年6月12日(木)午後5時15分まで

(2) 受付方法

実施要領の内容等に関する質問がある場合は、質問内容を明確に記載し(様式自由)、15の場所に電子メールにて提出すること。電子メールの件名は「【質問】オープン記念式典・イベント開催業務について」とすること。なお、電子メール以外での質問は受け付けない。

(3) 質問に対する回答

質問とその質問に対する回答は、令和7年6月16日(月)までにインターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局ホームページ(<https://www.pref.tottori.lg.jp/100534.htm>)に掲載する。

6 企画提案書の作成、提出等

企画提案書は次に定めるところにより作成し、提出するものとする。

(1) 企画提案に必要な書類

ア 企画提案書(様式第5号)

イ 仕様書に基づく各業務等の具体的実施案

企画の趣旨、具体的な実施内容、講師・出展者案、会場レイアウト、広報計画、巡回バス運行計画、イベント当日の実施体制、スタッフの配置数、タイムスケジュール等を盛り込むこと。

ウ 実施体制、準備スケジュール

本業務全体の実施体制、準備スケジュール等を盛り込むこと。

エ 業務受託見積書

委託業務を実施するのに必要な経費の見積価格について、1(5)の提案上限額の範囲内で算定し作成すること。様式は任意とするが、積算内訳を明記すること。

<共同事業体にあっては次の書類を追加>

オ 共同事業体協定書(付録参照)の副本

カ 構成事業者の業務分担のわかるもの

(2) 企画提案書の提出期限、提出場所及び方法

ア 提出期限 令和7年6月25日(水)午後5時15分まで

イ 提出場所 15の場所

ウ 提出書類の形式

用紙サイズはA4判(必要に応じてA3判の折り込みも可とする)用紙とし、様式及び枚数は任意とする。

エ 提出部数

正本1部、副本5部 計6部

併せてCD-R等による電子データを提出すること。

オ 提出方法

持参又は送付(ファクシミリ及び電子メールによる提出は受け付けない。)すること。

なお、持参による提出の場合は、提出期限までの日(日曜日及び土曜日を除く。)の午前8時30分から午後5時15分までに限り受け付ける。送付による場合は、書留郵便(親展と明記すること。)又は民間事業者による信書の送達に関する法律(平成14年法律第99号)第2条第6項に規定する一般信書便事業者若しくは同条第9項に規定する特定信書便事業者の提供する同条第2項に規定する信書便の役務のうち書留郵便に準ずるもの(親展と明記すること。)によりアの提出期限までに必着のこととし、併せて15の場所に事前に電話連絡すること。

(3) 提出物に対する問い合わせ等

(1)の提出書類について問い合わせを行うとともに、必要に応じて追加説明資料を求める場合がある。

(4) 評価対象外となった企画提案書の取扱い

企画提案に必要な書類について、この実施要領に示された条件に適合しない場合は無効とする場合がある。この場合、提出された企画提案に必要な書類の返却は行わない。

7 企画提案のプレゼンテーション実施

(1) 日時 令和7年7月1日(火)

(2) 場所 鳥取県庁内会議室

(3) プレゼンテーション持ち時間

25分以内とする。その後、質疑応答の時間を15分程度設ける。

(4) その他

ア 正式な開催日時、集合時間及び会議室等は、参加表明者に別途通知する。

イ プロジェクター及びスクリーンは発注者が準備する。その他、プレゼンテーションに必要な物は参加表明者が準備すること。

8 審査会の設置

(1) 審査会の名称

鳥取県公募型プロポーザル方式受注者選定等審査会(とっとり出合いの森「湖山池天空エリア」オープン記念式典・イベント開催業務プロポーザル審査会)

(2) 構成人数

審査委員の数は5人以内とする。

(3) 審査の進め方

提出された企画提案書等について、書類審査、提案者からのプレゼンテーション及び提案者との質疑応答等を踏まえ、評価要領に基づいて審査し、提案者の順位付けと最優秀提案者の選定を行う。

9 評価要領

(1) 評価基準

提案内容について、次の項目を審査する。

評価項目	評価の視点	係数	配点
(1) 企画・立案力	仕様書を的確に踏まえ、明確かつ具体的に提案されているか	3	15
	幅広い世代から多くの来場者が期待できる魅力的な提案となっているか	3	15
	会場レイアウトやタイムスケジュール、巡回バス運行計画など、一般来場者が円滑に来場・滞在・退出するための工夫がみられるか	2	10
(2) 業務執行体制	実施体制、責任者及びスタッフの配置・人数等が十分に検討され、本業務を円滑かつ確実に実施可能な内容となっているか	4	20
(3) 業務遂行能力	準備スケジュールについて、必要な連絡調整や届出等の時期も含め十分に検討され、円滑に実施可能なものとなっているか	2	10
	過去の業務実績や質疑応答から、十分な業務遂行能力があると判断できるか ※業務実績は様式第3号の記載も踏まえて判断する。	2	10
(4) 広報	広報媒体の特性を活かし、幅広い世代に広く周知できる広報計画となっているか	2	10
(5) 見積価格	10点×(1 - (見積価格÷提案上限額)) ※提案上限額を超える見積は失格とする。	1	10
合計			100

※見積価格以外は、評価の視点ごとに5点満点とし、それぞれ係数を乗じた点数を各視点の得点とする。なお、評価基準は次のとおりとし、原則として絶対評価により評価する。

1点	2点	3点	4点	5点
非常に劣る	劣る	標準的である	優れている	非常に優れている

(2) 評価方法

ア 各審査委員が(1)の評価基準に基づき個別に評価採点し、その点数の合計により各提案者の得点を算出して行う。なお、上限は100点とする。

イ 企画提案書の内容評価に関する点数は、実施要領に示す各項目の配点の範囲内で9(1)の(1)から(4)の提案内容の評価に応じて加点した点数(以下、「内容評価点」という。)とする。なお、内容評価点の上限は90点とする。

ウ 見積価格については、次の式により換算し、見積価格に対する点数(以下「価格評価点」という。)を与える。なお、価格評価点は以下の計算方法により算出し、上限は10点とする。

$$10点 \times (1 - (見積価格 \div 提案上限額)) \quad (\text{小数点以下は四捨五入とする。})$$

(3) 選定方法

ア (2)により各審査委員の合計点の最も高い得点を獲得し、かつ全ての審査委員の採点が50点以上の者を最優秀提案者として選定する。

イ 最優秀提案者以外の者についても、得点順に順位付けを行う。

ウ いずれかの審査委員の採点が50点未満の場合は失格とする。

エ 各審査委員の合計点が同点の者が2者以上あるときは、以下のとおりとする。

提案者それぞれの内容評価点、価格評価点が異なる場合、内容評価点が高い者を上位とする。内容評価点が同じ場合、提案価格が低い者を上位の者とする。なお、提案価格が同じ場合は、くじ引きにより上位の者を選定する。

10 審査結果の通知、公表

審査結果は、文書で提案者全員に通知し、その概要をインターネットの鳥取県農林水産部森林・林業振興局ホームページ (<https://www.pref.tottori.lg.jp/100534.htm>) で公表する。なお、公表の内容のうち審査結果については、全ての提案者の順位及び得点とする。ただし、提案者名については、最優秀提案者のみ記載する。

11 契約の締結

- (1) 最優秀提案者として選定された者と契約締結の協議を行い、見積書を徴して契約を締結する。この協議には、企画提案書の趣旨を逸脱しない範囲内での内容の変更の協議も含む。協議が不調のときは、順位が上位の提案者から順に契約締結の協議を行う。
- (2) 契約の相手方（以下「受注者」という。）が次に掲げる事項のいずれかに該当するかどうかを、鳥取県警察本部に照会する場合がある。また、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当するときは、契約を解除することができる旨契約書に記載するものとする。
 - なお、受注者が次に掲げる事項のいずれかに該当することを理由に鳥取県（以下「県」という。）が契約を解除するときは、受注者は違約金として契約金額の10分の1に相当する金額を県に支払わなければならない。
 - ア 暴力団員による不当な行為の防止等に関する法律（平成3年法律第77号）第2条第2号に規定する暴力団（以下「暴力団」という。）又は暴力団の構成員（以下「暴力団員」という。）であると認められるとき。
 - イ 次に掲げる行為の相手方が暴力団又は暴力団員であることを知りながら当該行為を行ったと認められるとき。
 - (ア) 暴力団員を役員等（受注者が法人の場合にあってはその役員及び経営に事実上参加している者を、受注者が任意の団体にあつてはその代表者及び経営に事実上参加している者をいい、非常勤を含むものとする。以下同じ。）とすることその他暴力団又は暴力団員を経営に関与させること。
 - (イ) 暴力団員を雇用すること。
 - (ウ) 暴力団又は暴力団員を代理、あっせん、仲介、交渉等のために使用すること。
 - (エ) いかなる名義をもってするかを問わず、暴力団又は暴力団員に対して、金銭、物品その他財産上の利益を与えること。
 - (オ) 暴力団又は暴力団員を問題の解決等のために利用すること。
 - (カ) 役員等が暴力団又は暴力団員と密接な交流をすること。
 - (キ) 暴力団若しくは暴力団員であること又は（ア）から（カ）までのいずれかに掲げる行為を行う者であると知りながら、その者に物品の製造、仕入れ、納入その他の業務を下請等させること。

12 契約保証金

受注者は、契約保証金として契約金額の100分の10以上の金額を納付しなければならない。この場合において、鳥取県会計規則（昭和39年鳥取県規則第11号。以下「会計規則」という。）第113条第1項に定める担保の提供をもって契約保証金の納付に代えることができる。

なお、会計規則第112条第4項の規定により、契約保証金の全部又は一部を免除する場合がある。

13 スケジュール（予定）

募集開始（調達公告）	令和7年5月28日（水）
質問の受付期限	6月12日（木）
質問に対する回答期限	6月16日（月）
参加表明書の提出期限	6月17日（火）

企画提案書の提出期限	6月25日(水)
審査会(プレゼンテーション)	7月1日(火)
審査結果の通知	7月上旬
契約締結	7月下旬

1.4 その他

- (1) 次のいずれかに該当する場合は、提出された企画提案書を無効とする。
 - ア 3の参加資格のない者から企画提案書が提出された場合。
 - イ 虚偽の記載がなされた企画提案書が提出された場合。
 - ウ 4の参加表明書等の提出が提出期限までにない者から企画提案書が提出された場合及び提出期限を過ぎて企画提案書が提出された場合。
 - エ 1(5)の提案上限額を超える業務受託見積書が添付された企画提案書が提出された場合。
 - オ 審査の公平性を害する行為があった場合。
- (2) 参加費用等
本プロポーザルへの参加に係る経費は参加者の負担とする。
- (3) 企画提案書の取扱い
 - ア 提出期限後、企画提案書の加筆修正は認めない。
 - イ 企画提案書については、後日、紛争が生じた場合の証拠書類とするため、原則として返却しない。
- (4) 参加表明書の提出後又は企画提案書の提出後に本プロポーザルの応募を取り下げる場合は、速やかに連絡するとともに文書で通知すること。
- (5) 提出された書類は、原則として業務実施予定者の選定以外の目的には使用しないが、本業務及び本プロポーザルに係る参加者から提出された書類等の情報について、鳥取県情報公開条例(平成12年鳥取県条例第2号)の規定に基づく開示請求があった場合には、原則開示するものとする。
- (6) 著作権の取扱い
 - ア 選定された者の企画提案書に係る著作権の帰属については、契約締結時に取り交わす契約書により定めるものとする。ただし、契約締結前にあっては提案者に帰属するものとする。
 - イ 選定されなかった提案者の企画提案書に係る著作権は、提案者に帰属するものとする。
 - ウ 県は提案者に対して、企画提案書に係る著作権の使用に係る一切の対価を支払わないものとする。
- (7) 本プロポーザルは、参加者の企画力や具体的な事業実施に関する能力等を評価し、当該業務の受注者を選定するために実施するものである。したがって、契約後の業務においては、必ずしも最優秀提案者の提出した企画提案書の内容どおりに業務を実施するものではない。
- (8) 最優秀提案者は、業務委託契約に当たり、契約書を作成するものとする。なお、最優秀提案者は、本プロポーザルの最適者として選定したものであるが、契約手続の完了までは、発注者との契約関係を生じるものではない。

1.5 書類の提出先及び問合せ先

〒680-8570 鳥取市東町一丁目220番地
 鳥取県農林水産部森林・林業振興局林政企画課 林政企画担当 杉村、岡本
 電話 0857-26-7300 ファクシミリ 0857-26-8192
 電子メール rinsei-kikaku@pref.tottori.lg.jp